

2 手続編

第4章 許可申請の手続

4.1 手続の流れ

土地の形質変更に関する工事の手続の流れを図 2-1 に、土石の堆積に関する工事の手続の流れを図 2-2 に示しています。許可申請を行う場合は、事前に窓口までご相談ください。

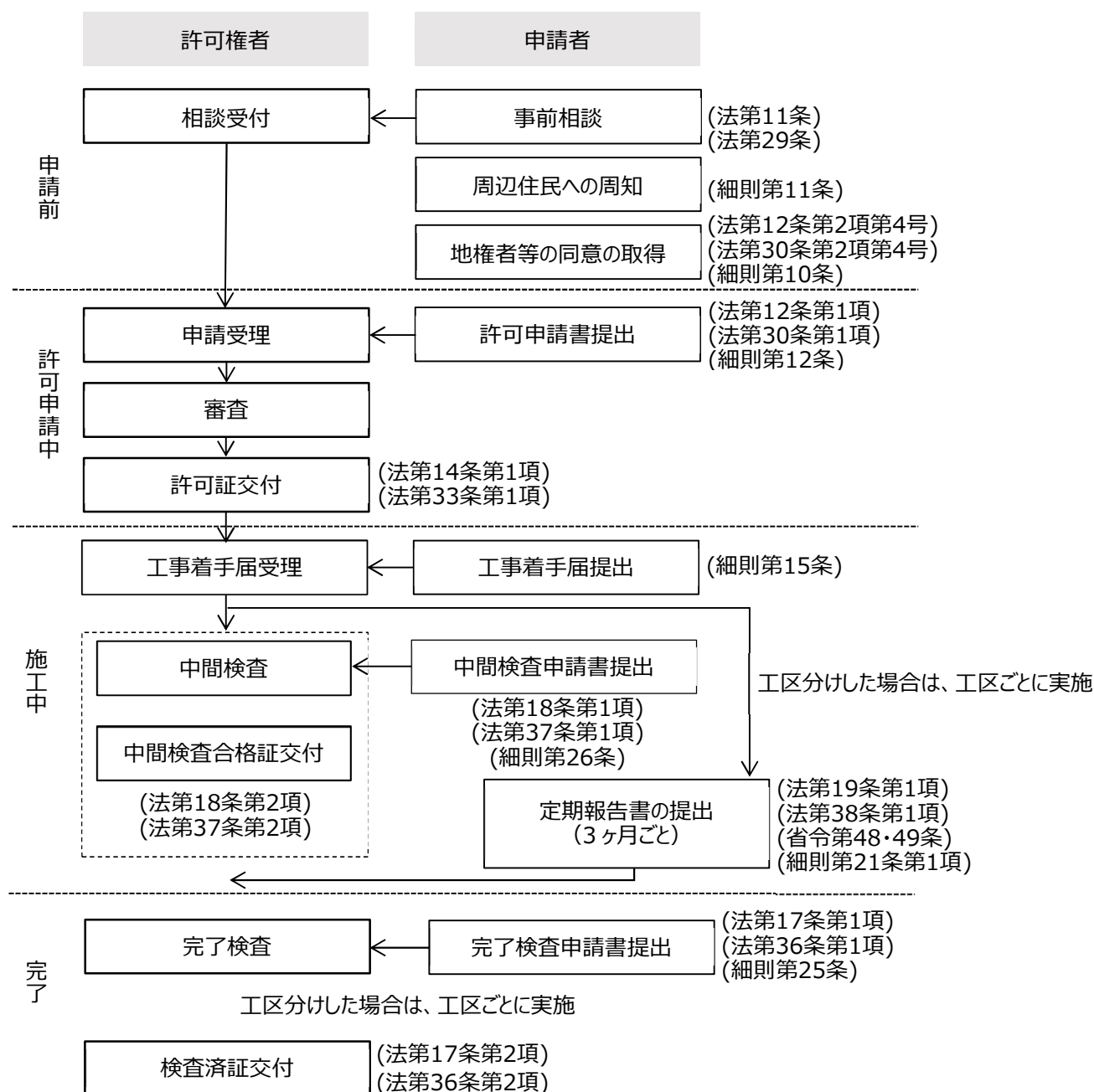


図 2- 1 土地の形質変更に関する工事の手続の流れ

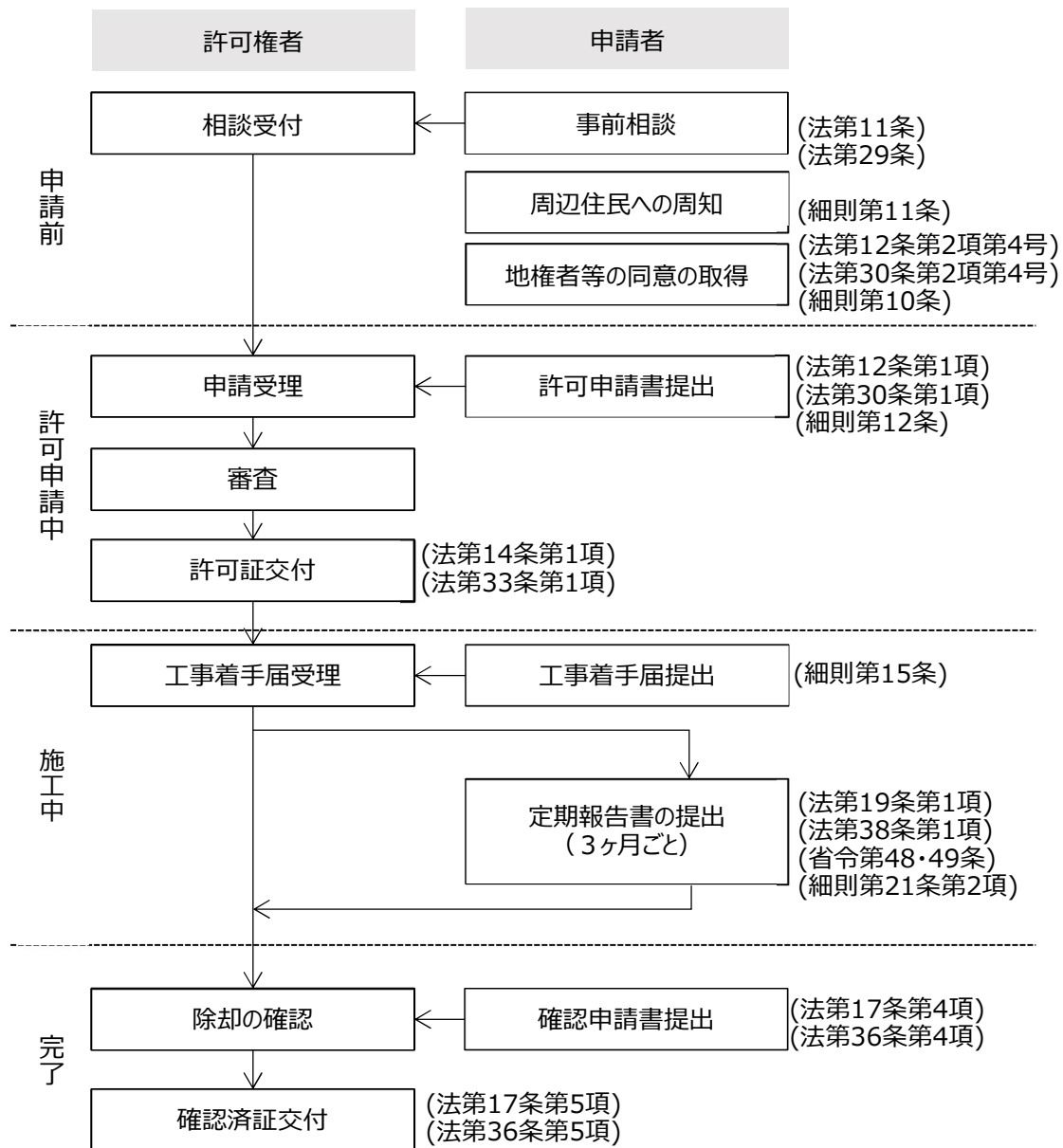


図 2-2 土石の堆積に関する工事の手続の流れ

4.2 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のことです。不備の訂正等に要する期間は含みません。また、標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含みません。標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

市では、標準処理期間を次のように定めています。

表 2-1 標準処理期間

項目	処理期間（日）
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可	30
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の変更許可	30
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の完了検査	14
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の中間検査	14
土石の堆積に関する工事の許可	14
土石の堆積に関する工事の変更許可	14
土石の堆積に関する工事の除却確認	14

4.3 許可申請又は届出に必要な書類等

許可申請又は届出は、所定の様式に必要な書類等を添付したものを提出することにより行います。申請の際は、正本 1 部、副本 1 部の計 2 部を提出してください。

なお、申請書及び添付書類等に記載された個人情報は、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

4.3.1 土地の形質変更に関する工事の必要書類等

土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類等は、表 2-2 から表 2-6 に示すとおりです。

官公庁等が発行する書類、土地所有者等の同意書及び実務経験証明書については、取得から 3 か月以内のものを提出してください。

表 2-2 土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類①

綴じ順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
1	許可申請書				
	省令第 7 条第 1 項 省令第 63 条第 1 項	☐ 許可申請書	国様式 様式第二	○	－
2	届出書				
	省令第 58 条第 1 項第 1 号	☐ 届出書	国様式 様式第十九	－	○
3	構造計算書				
	省令第 7 条第 1 項第 2 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号	☐ 擁壁の設計書 ☐ 基礎補強の計算書 ☐ 擁壁の概要	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合	○	－
4	安定計算書				
	政令第 7 条第 2 項第 2 号 政令第 8 条第 1 項第 1 号 省令第 7 条第 1 項第 3 号、第 4 号、第 12 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号、第 2 号	☐ 土質試験等に基づく地盤の安定計算書 ☐ 土質試験等に基づく盛土全体の安定計算書	①山間部における渓流 H=15m ②崖面を擁壁で覆わない場合 ①谷埋め型大規模盛土造成地 ②腹付け型大規模盛土造成地	○	－
5	設計者の資格を証する書類				
	政令第 22 条 省令第 7 条第 1 項第 5 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号 建設省告示第 1005 号 細則第 9 条	☐ 卒業証明書 ☐ 大学院に 1 年以上在学したことの証明書 ☐ 宅地造成技術講習会修了証書 ☐ 実務経験証明書 ☐ 資格証明書（技術士又は一級建築士）	高さが 5m を超える擁壁の設置、盛土又は切土をする土地の面積が 1,500m ² を超える土地における排水施設の設置を措置する場合に必要な書類は設計者により異なるため、5.6 を参照すること 市様式 様式第 6 号	○	－
6	現況写真				
	省令第 7 条第 1 項第 6 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号	☐ 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		○	○
7	申請者確認書類				
	省令第 7 条第 1 項第 7 号、第 8 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号 (省令第 58 条第 1 項第 1 号)	申請者が個人の場合 ☐ 氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員の氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）	○	○

表 2-3 土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類②

綴じ順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
8	申請者の資力・信用確認書類				
	省令第 7 条第 1 項第 9 号、 第 12 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号 細則第 12 条	以下に該当しないことを誓約する書類 ☐ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ☐ 法（盛土規制法を含む。以下同様）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ☐ 本法第十二条、第十六条、第三十条又は第三十五条の許可が取り消され、その取り消しの日から五年を経過しない者 ☐ 工事主が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう）等に該当しないことを誓約する書類 工事主が個人の場合 ☐ 預金残高証明書 ☐ 資金借入又は融資証明書 ☐ 住民税の納税証明書（最近 3 年間） 工事主が法人場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 法人税の納税証明書（最近 3 年間） ☐ 事業経歴書 発行済み株式総数の百分の五以上を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資者がいる場合 ☐ 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し ☐ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類	市様式 様式第 9 号		
			住民票は個人番号の記載のないもの。個人番号カードの写しは、表面のみ	○	—

表 2-4 土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類③

綴じ順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
9	権利者全ての同意を得たことを証する書類				
	省令第 7 条第 1 項第 10 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号 細則第 10 条	☐ 土地の登記事項証明書 ☐ 印鑑証明書	市様式 様式第 7 号	○	—
10	周辺住民への周知を行ったことを証する書類				
	法第 11 条 省令第 7 条第 1 項第 11 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号 細則第 11 条	説明会を開催した場合 ☐ 開催の周知範囲の位置図 ☐ 開催案内及び結果資料（説明会資料等） 書面を配布した場合 ☐ 配布範囲の位置図 ☐ 配布書面 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合 ☐ 掲示場所の位置図 ☐ 掲示状況の写真 ☐ 工事内容を掲載したウェブサイトのアドレス及び掲載内容がわかるもの	市様式 様式第 8 号	○	—
11	排水能力を確認する書面				
	省令第 7 条第 1 項第 12 号 省令第 63 条第 1 項第 2 号 (省令第 58 条第 1 項第 2 号)	☐ 排水計算書 ☐ 排水端末の接続許可を証する書類		○	○
12	施行者の能力を証する書類				
	法第 12 条第 2 項第 3 号 法第 30 条第 2 項第 3 号 省令第 7 条第 1 項第 12 号 省令第 63 条第 1 項第 2 号 (省令第 58 条第 1 項第 2 号) 細則第 12 条	☐ 法人の登録事項証明書（個人の場合は履歴書） ☐ 工事施行者の建設業の許可証明書及び事業経歴書	必要書類は工事施行者により異なるため、5.6 を参照すること 市様式 様式第 10 号	○	○

表 2-5 土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な図面①

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	図面の要否	
					申請	届出
13	位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上		○	○
14	地形図	・方位 ・土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする	○	○
15	土地の平面図	・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること	○	○
16	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること	○	○
17	排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先の名称	1/500 以上		○	○
18	崖の断面図	・崖の高さ及び勾配 ・土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ・盛土又は切土をする前の地盤面 ・崖面の保護の方法	1/50 以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない	○	○
19	擁壁の断面図	・擁壁の寸法、勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上		○	○
20	擁壁の背面図	・擁壁の高さ ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	1/50 以上		○	○

表 2-6 土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な図面②

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	図面の要否	
					申請	届出
21	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法	1/50 以上		○	○
22	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	1/50 以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること	○	○
23	求積図	・盛土又は切土をする土地の部分	指定なし		○	○
24	擁壁展開図	・基礎の寸法 ・擁壁の位置及び寸法	指定なし		○	○
25	排水施設の設計に係る書類				○	○

4.3.2 土石の堆積に関する工事の必要書類等

土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類等は、表 2-7 から表 2-10 のとおりです。

表 2-7 土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類①

綴じ順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内 容	備 考	申請	届出
1	許可申請書				
	省令第 7 条第 2 項 省令第 63 条第 2 項	☐ 土石の堆積に関する工事の許可申請書	国様式 様式第四	○	－
2	届出書				
	省令第 58 条第 2 項第 1 号	☐ 届出書	国様式 様式第二十	－	○
3	土石の崩壊防止措置の設計書				
	省令第 7 条第 2 項第 2 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号	☐ 構台等の設計書 ☐ 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画 ☐ 堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合	○	－
4	土砂流出防止措置の設計書				
	省令第 7 条第 2 項第 3 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号	☐ 鋼矢板の設計書 ☐ 土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画 ☐ 土石の傾斜部の安定化に関する計画	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合	○	－
5	現況写真				
	省令第 7 条第 2 項第 4 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 (省令第 58 条第 2 項第 1 号)	☐ 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		○	○
6	申請者確認書類				
	省令第 7 条第 2 項第 5 号、第 6 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 (省令第 58 条第 2 項第 1 号)	申請者が個人の場合 ☐ 氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員の氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）	○	○

表 2-8 土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類②

綴じ順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内 容	備 考	申請	届出
7	申請者の資力・信用確認書類				
	省令第 7 条第 2 項第 7 号、 第 10 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 技術的助言 別紙 細則第 12 条	以下に該当しないことを誓約する書類 ☐ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ☐ 法（盛土規制法を含む。以下同様）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ☐ 本法第十二条、第十六条、第三十条又は第三十五条の許可が取り消され、その取り消しの日から五年を経過しない者 ☐ 工事主が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう）等に該当しないことを誓約する書類	市様式 様式第 9 号	○	—
		工事主が個人の場合 ☐ 預金残高証明書 ☐ 資金借入又は融資証明書 ☐ 住民税の納税証明書（最近 3 年間）			
		工事主が法人場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 法人税の納税証明書（最近 3 年間） ☐ 事業経歴書 発行済み株式総数の百分の五以上を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資者がいる場合 ☐ 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し ☐ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類	住民票は個人番号の記載のないもの。個人番号カードの写しは、表面のみ		

表 2-9 土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類③

綴じ順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
8	権利者全ての同意を得たことを証する書類				
	省令第 7 条第 2 項第 8 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 細則第 10 条	☐ 土地の登記事項証明書 ☐ 印鑑証明書	市様式 様式第 7 号	○	—
9	周辺住民への周知を行ったことを証する書類				
	法第 11 条 省令第 7 条第 2 項第 9 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 細則第 11 条	説明会を開催した場合 ☐ 開催の周知範囲の位置図 ☐ 開催案内及び結果資料（説明会資料等） 書面を配布した場合 ☐ 配布範囲の位置図 ☐ 配布書面 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合 ☐ 掲示場所の位置図 ☐ 掲示状況の写真 ☐ 工事内容を掲載したウェブサイトのアドレス及び掲載内容がわかるもの	市様式 様式第 8 号	○	—
10	施行者の能力を証する書類				
	法第 12 条第 2 項第 3 号 法第 30 条第 2 項第 3 号 省令第 7 条第 2 項第 10 号 省令第 63 条第 2 項第 2 号 (省令第 58 条第 2 項第 2 号) 細則第 12 条	☐ 法人の登録事項証明書（個人の場合は履歴書） ☐ 工事施行者の建設業の許可証明書及び事業経歴書	必要書類は工事施行者により異なるため、5.6 を参照すること 市様式 様式第 10 号	○	○

表 2-10 土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な図面

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	図面の要否	
					申請	届出
11	位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上		○	○
12	地形図	・方位 ・土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする	○	○
13	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること	○	○
14	土地の断面図	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること	○	○
15	求積図	・土石の堆積を行う土地の部分	指定なし		○	○
16	排水施設の設計に係る書類				○	○

4.4 代理申請

申請書の提出を申請者以外が行うときは、前述の書類等に加えて委任状が必要です。

代理の範囲は、申請書類の提出及び連絡調整に限られます。行政書士法において、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として官公署に提出する書類を作成する業務を行うことは禁止されています（他の法律に別段の定めがある場合を除く）。

Point

委任状：⇒様式編 参考様式 参考様式第4号

- ・盛土規制法における設計図書の作成は、行政書士ではなく有資格者が行う必要があります。
- ・建築を伴う場合には、建築士による書類作成の代理も可能です。（建築士法第21条）

4.5 申請手数料

申請に当たっては、前橋市宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例に定める手数料が必要です。手数料の額は表 2-11 から表 2-14 のとおりです。

表 2-11 宅地造成・特定盛土等に関する許可手数料

宅地造成・特定盛土等		
切土または盛土をする土地の面積	手数料	
500m ² 以内のもの	1 件につき	15,000 円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	1 件につき	26,000 円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	1 件につき	37,000 円
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	1 件につき	55,000 円
3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	1 件につき	66,000 円
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	1 件につき	89,000 円
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	1 件につき	141,000 円
20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	1 件につき	216,000 円
40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	1 件につき	336,000 円
70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	1 件につき	475,000 円
100,000 m ² を超えるもの	1 件につき	613,000 円

表 2-12 土石の堆積に関する許可手数料

土石の堆積		
土石の堆積をする土地の面積	手数料	
500 m ² 以内のもの	1 件につき	13,000 円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	1 件につき	16,000 円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	1 件につき	18,000 円
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	1 件につき	21,000 円
3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	1 件につき	29,000 円
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	1 件につき	33,000 円
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	1 件につき	39,000 円
20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	1 件につき	53,000 円
40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	1 件につき	72,000 円
70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	1 件につき	106,000 円
100,000 m ² を超えるもの	1 件につき	129,000 円

表 2-13 中間検査に関する手数料

中間検査		
中間検査をする土地の面積	手数料	
3000 m ² 以内のもの	1 件につき	3,700 円
3000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	1 件につき	5,600 円
20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	1 件につき	9,400 円
40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	1 件につき	16,000 円
70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	1 件につき	28,000 円
100,000 m ² を超えるもの	1 件につき	39,000 円

表 2-14 その他の手続に関する手数料

その他の手続		
項目	手数料	
省令第 88 条による証明書の交付	1 件につき	4,000 円

※変更許可手数料

- ・工事計画の変更：面積の区分に応じた手数料の 1 / 10
- ・面積増加の変更：増加する面積の区分に応じた手数料
- ・その他の変更：10,000 円

4.6 許可又は不許可の通知

法 律

(許可証の交付又は不許可の通知)

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

※特定盛土等規制区域については、第三十三条で同様に規定

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1・2 略

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

細 則

(不許可の通知)

第14条 法第14条第2項(法第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する不許可の処分の通知は、宅地造成等に関する工事の不許可通知書により行うものとする。

解説

盛土規制法に基づく許可が必要な工事については、許可証が交付されるまで工事に着手することはできません。

審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合しているときは、許可証を交付します。許可に当たり、工事の施工に伴う災害を防止するため必要な条件を付ける場合がありますので、当該条件を遵守して工事を行ってください。

不許可の場合は、その理由を明示した上で書面による通知を行います。

Point

・工事の着手とは、土地の形質変更の場合は盛土又は切土の行為に着手することを指します。

4.7 許可情報の公表

法 律

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1～3 略

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

省 令

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第九条 法第十二条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※特定盛土等規制区域については、第六十四条で同様に規定

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項)

第六十五条 法第三十条第四項の主務省令で定める事項は、第十条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

解説

地域の住民が不法・危険盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、許可を行った工事に関する事項を公表します。

第5章 許可基準

5.1 住民への周知

法律

(住民への周知)

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第二十九条で同様に規定

省令

(住民への周知の方法)

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び次条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあっては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

細則

(住民への周知に係る説明会及び周知措置を講じたことを証する書類)

第11条 法第11条の宅地造成等に関する工事又は法第29条の特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事であって、次に掲げるものの施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、省令第6条第1号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの
 - (2) 盛土又は切土の高さが15メートルを超えるもの
 - (3) その他市長が必要と認める盛土又は切土
- 2 省令第7条第1項第11号及び第2項第9号に規定する法第11条又は第29条に規定する措置を講じたことを証する書類は、周知措置報告書によるものとする。

解説

工事の許可申請に当たっては、工事をする土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知させるための措置を講じる必要があります。

審査基準

[周知の方法]

- ・ 次のいずれかの方法により行うこと。災害が生ずるおそれが特に大きい土地において、高さ 15m超の盛土をする場合又は施行区域が 3,000 m²超の場合は①による周知を必須とする。

- ① 説明会の開催
- ② 書面の配布
- ③ 工事を行う土地又はその周辺での掲示＋ウェブページへの掲載

[周知範囲]

- ・ 表 2-15 に示す区分に応じて、必要な範囲に周知を行うこと。

■Point

災害が生ずるおそれが特に大きい土地⇒設計編 渓流等における盛土

- ・ 工事内容を掲載するウェブページは、工事主自身でご準備ください。
- ・ 平地盛土とは、勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものをいいます。
- ・ 腹付け盛土とは、勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものをいいます。
- ・ 谷埋め盛土とは、谷や沢を埋め立てて行う盛土をいいます。

周知措置報告書⇒様式編 市様式 様式第 8 号

表 2-15 住民への周知を行う範囲

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲	参考図
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	- 盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さhに対して水平距離$2h$以内の範囲（※参考図） - 盛土等を行う土地の隣接地 - 盛土等を行う土地の境界から水平距離50mの範囲	
腹付け盛土	- 盛土法肩までの高さhに対して盛土法尻から下方の水平距離$5h$以内の範囲（※参考図） - 盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離250mの範囲	
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する、溪流等における高さ15メートルを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図 I の範囲に溪流等溪床が存在するもの（①及び②を除く）	下流溪床勾配が2度以上の範囲（※参考図）	

表 2-16 周知する工事の具体的内容

区分	項目
宅地造成又は特定盛土	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量 ⑧その他都道府県等が必要と認める事項
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量 ⑧その他都道府県等が必要と認める事項

5.2 技術的基準への適合

法 律

（宅地造成等に関する工事の許可）

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

解説

工事の計画は、盛土等に伴う災害を防止するための必要な措置がされたものでなければなりません。これらの措置は、技術的基準に適合する必要があります。

技術的基準の詳細は、設計編及び施工編を参照してください。

表 2-17 政令に規定する技術的基準

政令	技術的基準
第7条	地盤について講ずる措置
第8条	擁壁の設置
第9条	鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造
第10条	練積み造の擁壁の構造
第11条	設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用
第12条	擁壁の水抜穴
第13条	任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用
第14条	崖面崩壊防止施設の設置
第15条	崖面及びその他の地表面について講ずる措置
第16条	排水施設の設置
第17条	特殊の材料又は構法による擁壁
第18条	特定盛土等に関する工事（第7条から第17条までの規定の準用）
第19条	土石の堆積に関する工事
第20条	規則への委任

5.3 資力・信用

法 律

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

細 則

(許可申請書の添付書類)

第12条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号並びに第63条第1項第2号及び第2項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) ～ (2) 略

(3) 工事主の資力及び信用に関する申告書

解説

工事の許可申請に当たっては、工事を行うために必要な資力及び信用が工事主に求められます。

審査基準

表 2-18 に示す資料により、工事主の資力及び信用を確認します。

なお、過去に法に基づく是正措置命令を受け、措置が完了していない場合には、資力又は信用がないものとみなすことがあります。

表 2-18 資力及び信用を確認するための資料

誓約書類	工事主が個人の場合	工事主が法人の場合
☐ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ☐ 法（盛土規制法を含む。以下同様）又は法に基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ☐ 本法第十二条、第十六条、第三十条又は第三十五条の許可が取り消され、その取り消しの日から五年を経過しない者 ☐ 工事主が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう）等に該当しないことを誓約する書類	☐ 預金残高証明書 ☐ 資金借入又は融資証明書 ☐ 所得税の納税証明書（最近3年間）	☐ 登記事項証明書 ☐ 法人税の納税証明書（最近3年間） ☐ 事業経歴書 発行済み株式総数の百分の五以上を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資者がいる場合 ☐ 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（表面のみ） ☐ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類

Point

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る誓約書⇒様式編 参考様式 参考様式第2号

工事主の資力及び信用に関する申告書⇒様式編 市様式 様式第9号

5.4 工事施行者の能力

法律

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一・二 略

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

細則

(許可申請書の添付書類)

第12条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号並びに第63条第1項第2号及び第2項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 工事施行者の能力に関する申告書

解説

工事の許可申請に当たっては、工事施行者に工事を完成するために必要な能力が求められます。

表 2-19 工事の内容と合致する建設業許可の種類

申請しようとする工事	建設工事の種類
複数の専門工事を含む工事 (例) 盛土・切土工事と擁壁設置工事	土木一式工事
建築確認を必要とする新築及び増改築に伴う工事 であって、複数の専門工事を含む工事 (例) 新築に伴う盛土・切土工事	建築一式工事
切土・盛土を含む工事	とび・土工・コンクリート工事
擁壁（鉄筋コンクリート造等）設置を含む工事	
鋼矢板・構台の設置を含む工事	
擁壁（間知石積み）設置を含む工事	石工事

Point

工事施行者の能力に関する申告書⇒様式編 市様式 様式第 10 号

5.5 土地所有者等の同意

法 律

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一～三 略

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

細 則

(同意を得たことを証する書類)

第10条 法第12条第2項第4号又は第30条第2項第4号に規定する全ての同意を得たことを証する書類として、省令第7条第1項第10号及び第2項第8号の規定により定める書類は、同意書とする。

解説

工事の許可申請に当たっては、あらかじめ、当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る必要があります。

審査基準

工事をしようとする土地について、必要な権利者全ての同意を取得していることを確認します。同意の有無は、細則第10条に定めた様式を使い、必要事項及び添付書類を付けて提出してください。

Point

同意書⇒様式編 市様式 様式第7号

5.6 設計者の資格

法 律

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 1 略

- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

政 令

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第二十一条 法第十三条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

(設計者の資格)

第二十二条 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

省 令

(設計者の資格)

第三十五条 令第二十二条第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条第一号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

細 則

(設計者の資格を証する書類)

第9条 省令第7条第1項第5号に規定する設計者の資格を証する書類は、設計者の資格に関する申告書とする。

告 示

【建設省告示第1005号】

○宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和37年3月29日）

宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第十八条第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる者と同
等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令(大正七年勅令
第三百八十八号)による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の
技術に関して一年以上の実務の経験を有する者
- 二 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工
学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに
限る。))とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年文部科学省令第三十六号)の施行の際現
に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))とするものに合格した者及び
技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令第四十五号)の施行の際現に技術士法による第二次試験
のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))とするものに合格した者を含む。))
- 三 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士の資格を有する者
- 四 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を修了したもの
- 五 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識
及び経験を有すると認める者

解説

専門的知識及び経験を必要とする工事の設計のためには、一定の資格が求められます。

[一定の資格が必要な工事]

- ・ 高さが 5m を超える擁壁の設置
- ・ 盛土又は切土をする土地の面積が $1,500\text{m}^2$ を超える土地における排水施設の設置

審査基準

表 2-20 に示す書類により、設計者が必要な資格を有していることを確認します。

表 2-20 設計者の資格

設計者の資格	設計者の資格を証する書類
大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者	☐ 卒業証明書 ☐ 実務経験証明書
短期大学(3年制)の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者	
短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者	
高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者	
土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者	☐ 宅地造成技術講習会修了証書 ☐ 実務経験証明書
大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者	☐ 大学院に1年以上在学したことの証明書 ☐ 実務経験証明書
技術士	☐ 技術士の資格証明書
一級建築士	☐ 一級建築士の資格証明書

Point

設計者の資格に関する申告書⇒様式編 市様式 様式第 6 号

5.7 土石の堆積に関する工事の期間

法律

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜三 略

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

省令

(完了検査の申請期間)

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする

解説

土石の堆積に関する工事は、一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限り、市では、土石の堆積に関する工事の期間を許可の日から最長 5 年として運用します。

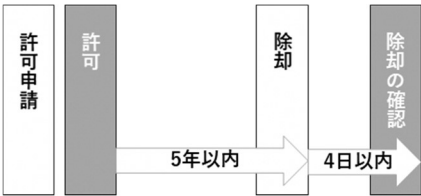


図 2-3 期間の考え方

許可の日から 5 年を超えて土石を堆積しようとする場合は、当該許可の日から 5 年が経過する前に、堆積期間の延長に関する変更許可を受けてください。

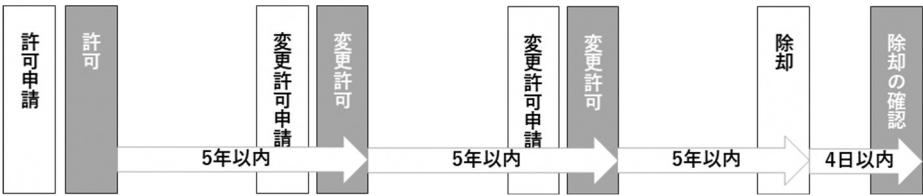


図 2-4 変更許可を行う場合

第6章 その他の手続

6.1 規制区域指定の際の工事の届出

法 律

(工事等の届出)

- 第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定

政 令

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

- 第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。
- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
 - 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
 - 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

- 第二十五条 1 略
- 2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。
- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
 - 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

省 令

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

- 第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。
- 2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。
- 3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。
- 4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第八十二条で同様に規定

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項)

- 第五十四条 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
 - 二 工事の届出年月日
 - 三 工事施行者の氏名又は名称
 - 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日

- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※特定盛土等規制区域については、第八十四条で同様に規定

条 例

（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

第3条 法第18条第4項に規定する条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- （1） 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- （2） 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- （3） 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）
- （4） 第1号又は前号に該当しない盛土であって、高さが5メートルを超えるもの
- （5） 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの

（定期報告を要する宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の規模）

第4条 略

- 2 法第19条第2項に規定する条例で定める規模の土石の堆積は、当該土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超えるものとする。

細 則

（工事等の届出書の添付書類）

第27条 法第21条第1項及び第40条第1項に規定する届出には、省令第52条第1項又は第3項及び省令第82条第1項又は第2項に規定する届出書に、省令で規定する図書のほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- （1） 工事計画断面図（構造物に係るものを含む。）
- （2） その他市長が必要と認める書類

解説

規制区域の指定の際、当該区域内において許可・届出対象となる工事に着手している場合は、指定日から21日以内に届出書を提出してください。届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されます。

なお、届出書及び添付書類に記載された個人情報、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

[土地の形質変更に関する工事の届出]

- ・ 届出書に表 2-21 に記載の図面を添付して提出してください。
- ・ 次の①から⑤に該当する規模の工事である場合は、表 2-21 に掲げる図面に加え、盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況が分かる写真等を添付してください。
 - ① 盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
 - ② 当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
 - ③ 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
 - ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの
 - ⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が1,000m²を超えるもの

表 2-21 土地の形質変更に関する工事の届出書に添付する図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
地形図	方位、土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	方位、土地の境界線、盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、側溝等、地滑り抑止杭又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること
工事計画断面図	計画標準断面図、造成計画断面図	1/50以上	構造物に係るものを含む

■Point

- ・このほかに市長が必要と定める書類を求めることがあります。
- ・工事の概況を把握するとともに、公表により一般の第三者が土地等の取引に際して不測の損害を被ることのないように保護すること、工事の内容を常時、容易かつ正確に共有することを目的としています。

区域指定時の届出書（土地の形質変更）⇒様式編 国様式 様式第十五

[土石の堆積に関する工事の届出]

- ・届出書に表 2-22 に記載の図面を添付して提出してください。
- ・次の①に該当する規模の工事である場合は、表 2-22 に掲げる図面に加え、土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況が分かる写真等を添付してください。

① 土石の堆積で、その面積が 1,000m² を超えるもの

表 2-22 土石の堆積に関する工事の届出書に添付する図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
地形図	方位、土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	方位、土地の境界線、作業構台等、空地の位置、柵等の位置、側溝等、土砂の流出防止措置	1/500以上	
工事計画断面図	計画標準断面図、造成計画断面図	1/50以上	構造物に係るものを含む

■Point

- ・このほかに市長が必要と定める書類を求めることがあります。

区域指定時の届出書（土石の堆積）⇒様式編 国様式 様式第十六

参考：表 2-21 盛土等防災マニュアルの解説（盛土防災研究会編集、初版） I P91

表 2-22 盛土等防災マニュアルの解説（盛土防災研究会編集、初版） I P92

6.2 擁壁等を除却する工事の届出

法 律

(工事等の届出)

第二十一条 1・2 略

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定

政 令

(届出を要する工事)

第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

※特定盛土等規制区域については、第三十四条で同様に規定

省 令

(擁壁等に関する工事の届出)

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第八十五条で同様に規定

細 則

(工事等の届出書の添付書類)

第27条 略

2 法第21条第3項及び第40条第3項に規定する届出には、省令第55条及び第85条に規定する届出書のほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 除却する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設又は地滑り抑止ぐい等の位置及び詳細図
- (3) その他市長が必要と認める書類

解説

次の工事を行う場合は、工事に着手する日の14日前までに①届出書②位置図③除却する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設又は地滑り抑止ぐい等の位置及び詳細図④市長が必要と認める書類を提出してください。一部除却であっても届出が必要です。

[届出が必要な工事]

- ・ 規制区域内の土地において行う、高さが2m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
- ・ 規制区域内の土地において行う、地表水等を排除するための排水施設の除却工事
- ・ 規制区域内の土地において行う、地滑り抑止ぐい等の除却工事

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

Point

擁壁等の除去の届出書⇒様式編 国様式 様式第十七

6.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

法 律

(工事等の届出)

第二十一条 1～3 略

- 4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定

省 令

(公共施設用地の転用の届出)

第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第八十六条で同様に規定

細 則

(工事等の届出書の添付書類)

第27条 1～2 略

- 3 法第21条第4項及び第40条第4項に規定する届出には、省令第56条及び第86条に規定する届出書のほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 位置図

(2) その他市長が必要と認める書類

解説

宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、①届出書②位置図③市長が必要と認める書類を提出してください。

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

Point

公共施設用地からの転用の届出書⇒様式編 国様式 様式第十八